
第4章 近隣火葬場の現状と新設・改修計画及び外部受入れの状況について

1. 設置状況及び運営状況について
2. 圏域外からの火葬受入れについて
3. 今後の施設計画の状況について
4. 近年建設された火葬場の建設プロセスと留意点について

1. 設置状況及び運営状況について

多摩地域の近隣火葬場に対して、設置状況、施設内容や運営状況、外部からの受入れ状況、災害対策に対する考えを把握するため、アンケート調査を実施した。設置状況について図 9 に示した。



東京都内においては、23 区内にある地方公共団体設置の公営 2 ヲ所、民営 6 ヲ所、埼玉県、神奈川県、山梨県については多摩地域に隣接している自治体の火葬場を対象とした。

自治体設置の火葬場に対しては、調査票は 5 ページ、問 8 まで、民営火葬場に対しては、3 ページ、問 5 までとなっており、火葬場の担当課に郵送及び電子メールで送付し、郵送または電子メールで回答を得た。

アンケート実施日 平成 26 年 7 月 4 日 (金)
 回答期限 平成 26 年 7 月 24 日 (木)
 回答率 100%

アンケート実施火葬場 公営 17 火葬場（13 自治体）、民営 6 火葬場（1 企業）

東京都 瑞江葬儀所（東京都）、臨海斎場（臨海部広域斎場組合：港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区）
落合斎場・代々幡斎場・四ツ木斎場・桐ヶ谷斎場・堀ノ内斎場・町屋斎場（全て東京博善株式会社）

埼玉県 広域飯能斎場（広域飯能斎場組合：飯能市、狭山市、日高市）、所沢市斎場（所沢市）、入間東部広域斎場しののめの里（入間東部地区衛生組合：富士見市・ふじみ野市・三芳町）、秩父斎場（秩父広域市町村圏組合：秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）

神奈川県 相模原市営斎場（相模原市）、厚木市斎場（厚木市）、愛川町営斎場愛川聖苑（愛川町）、大和斎場（広域大和斎場組合：大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）、横浜市久保山斎場・横浜市南部斎場・横浜市北部斎場・横浜市戸塚斎場（全て横浜市）、かわさき南部斎苑・かわさき北部斎苑（全て川崎市）

山梨県 上野原市葬斎場（上野原市）

2) 調査施設の概要

多摩地域近隣で調査した施設の概要について表 9 に示した。

表 9 多摩地域近隣の調査施設の概要

都道府県	火葬場名	設置主体	現施設建設年月	火葬炉(基)	胎児炉(基)	汚物炉(基)	動物炉(基)	告別室(ホール)数(室)	収骨室数(室)	遺体安置数(体)	葬儀式場の有無
東京都	瑞江葬儀所	東京都	S49年12月	20	0	0	0	1	3	8	無
	臨海斎場	臨海部広域斎場組合	H15年11月	10	0	0	0	炉前ホールのみ	3	20	有(4室)
	落合斎場	東京博善株式会社	H12年6月	10	0	0	0	3(等級により炉前分割)	3	24	有(4室)
	代々幡斎場		H8年11月	10	0	0	0	3(等級により炉前分割)	3	24	有(6室)
	四ツ木斎場		H元年12月	9	0	0	0	2(等級により炉前分割)	2	12	有(4室)
	桐ヶ谷斎場		H10年12月	12	0	0	0	3(等級により炉前分割)	3	32	有(6室)
	堀ノ内斎場		H4年3月	8	0	0	0	2(等級により炉前分割)	2	10	有(3室)
	町屋斎場		H6年10月	12	1	0	0	3(等級により炉前分割)	3	26	有(10室)
神奈川県	相模原市営斎場	相模原市	H4年10月	10	1	0	0	告別ホール3室	3	4	有(2室)
	厚木市斎場	厚木市	H24年3月	6	0	0	0	4	3	4	有(2室)
	愛川町営斎場愛川聖苑	愛川町	H9年10月	3	0	0	1	2	2	3	有(2室)
	大和斎場	広域大和斎場組合	S57年4月	8	0	1	0	2	2	4	有(4室)
	横浜市久保山斎場	横浜市	H7年12月	12	0	0	0	炉前ホール6分割	炉前拾骨	-	無
	横浜市南部斎場		H3年9月	10	0	0	0	3	2	-	有(2室)
	横浜市北部斎場		H14年4月	16	0	0	0	炉前ホール8分割	5	-	有(4室)
	横浜市戸塚斎場		S55年4月	6	0	0	3	0	2	-	有(2室)
	かわさき南部斎苑	川崎市	H16年4月	16	0	0	0	3	3	12	有(4室)
	かわさき北部斎苑		S57年3月	16	0	0	0	炉前ホール2分割	2	6	有(2室)
埼玉県	広域飯能斎場	広域飯能斎場組合	S56年4月	4	0	0	0	1	2	1	有(1室)
	所沢市斎場	所沢市	S62年4月	8	0	0	0	4	4	5	有(4室)
	入間東部広域斎場しののめの里	入間東部地区衛生組合	H20年6月	6	0	0	1	2	2	4	有(3室)
	秩父斎場	秩父広域市町村圏組合	S48年3月	3	0	0	0	1	1	0	専用でなく待合室兼用
	山梨県 上野原市葬斎場	上野原市	S55年7月	2	0	0	0	炉前ホールのみ	1	-	無

東京都 23 区内の火葬場は、都営 1 ヲ所、一部事務組合による設置 1 ヲ所、民営 6 ヲ所で、公営及び民営の設置に関係なく、火葬場に近い住民が主に利用している。瑞江葬儀所においては、都営であるため利用対象者は都民全員となるが、主に利用するのは江戸川区を中心に、江東区、葛飾区の住民となる。

埼玉県は一部事務組合での設置が多く、所沢市斎場は単独であるが、他の 3 ヲ所は一部事務組合による設置であった。神奈川県では自治体単独が多く、横浜市と川崎市は複数の火葬場を所有していた。山梨県の上野原市葬斎場は自治体単独での設置であった。

東京都内及び神奈川県内の施設は火葬炉数が多い大規模な施設が多く、埼玉県内の施設は比較的炉数は少ない。山梨県の上野原市葬斎場は 2 基となっていた。

火葬炉が 10 基以上の施設は、東京都内では瑞江葬儀所 20 基、臨海斎場 10 基、落合斎場 10 基、代々幡斎場 10 基、桐ヶ谷斎場 12 基、町屋斎場 12 基。神奈川県内では、相模原市営斎場 10 基、横浜市久保山斎場 12 基、横浜市南部斎場 10 基、横浜市北部斎場 16 基、かわさき南部斎苑 16 基、かわさき北部斎苑 16 基となっていた。

火葬炉以外では、相模原市営斎場には胎児炉が 1 基、大和斎場には汚物炉が 1 基、動物炉は愛川町営斎場愛川聖苑（以下、「愛川聖苑」という。）に 1 基、横浜市戸塚斎場に 3 基、入間東部広域斎場しののめの里（以下、「しののめの里」という。）に 1 基設置されていた。

葬儀式場を併設している割合は高く、東京都瑞江葬儀所、横浜市久保山斎場、秩父斎場、上野原市葬斎場を除いた全ての施設で葬儀式場が併設されていた。秩父斎場においては、葬儀式場は専用ではないが待合室が葬儀式場を兼ねている。

霊安室は、横浜市の 4 ヲ所の斎場、秩父斎場と上野原市葬斎場以外に設置がある。臨海斎場では収容可能体数が 20 体、かわさき南部斎苑では 12 体と公営の火葬場としては多いが、民営の火葬場では 10 体から 32 体とより多くの遺体を預かることが出来るようになっている。

3) 火葬料金等について

多摩地域の近隣火葬場の休業日と火葬料金について表 10 に示した。

火葬場の休日をみると、上野原市葬斎場は年始が休日となっているのみで、それ以外は稼働しており休日は特に設けられていない。秩父斎場では年始と日曜日が休日となっている。

先の 2 ヲ所以外の火葬場は、年始と友引を中心とした休日形態となっている。

火葬料金をみてみると、民営の火葬場は当然有料である。公営の火葬場で料金を無料としているのは、相模原市営斎場と愛川聖苑のみである。更に待合室も無料となっている。それ以外の火葬場では有料となっている。

有料でも最も安いのがかわさき南部斎苑及び北部斎苑で、料金は市民 3,000 円で待合室の使用も有料で 4,000 円となっている。待合室を含めた料金で最も安いのが飯能斎場で、料金は 5,000 円（火葬料金 5,000 円、待合室は無料）である。

公営で最も高いのが瑞江葬儀所で、火葬料金は 58,300 円、待合室は 10,400 円となっており、民営の火葬場の火葬料金に近い形態となっている。民営の火葬場の火葬料金は、火葬炉の等級（サービス内容）によって料金形態が異なり、最上等が 59,000 円、特別室が 107,500 円、特別賓館が 177,000 円で、最上等で減額・公費の場合は 29,500 円となる。当然のことながら、民営の場合は圏域内外の料金形態は無い。

全体的に圏域外住民に対しては高めの料金設定となっているが、一部例外として、秩父斎場はあまり差が無く圏域外住民でも 8,000 円である。続いて安いのがかわさき南部斎苑及び北部斎苑の 30,000 円、最も高いのが愛川聖苑としののめの里の 80,000 円であった。

表 10 多摩地域の近隣火葬場の火葬の休業日と火葬料金

都道府県	火葬場名	火葬の休業日	大人火葬料金(円)		待合室使用料金(円)		葬儀式場使用料金(円)	
			住民	住民以外	住民	住民以外	住民	住民以外
東京都	瑞江葬儀所	1/1～1/3、友引	58,300	71,280	10,400	12,480	—	—
	臨海斎場	1/1～1/3、5月・8月・11月・2月の年4回3日間保守点検	23,000	70,000	20,000	60,000	56,000	170,000
	落合斎場	友引日、年始3日	特別賓館 177,000円 特別室 107,500円 最上等 59,000円 減額・公費 29,500円		最低19,764	最高56,700	243,540	※住民内外料金区分無
	代々幡斎場				最低23,220	最高56,700	243,540	
	四ツ木斎場				最低17,280	最高28,080	243,540	
	桐ヶ谷斎場				最低23,220	最高86,400	972,000	
	堀ノ内斎場				最低19,764	最高28,080	243,540	
	町屋斎場				最低10,800	最高56,700	243,540	
神奈川県	相模原市営斎場	1月1日～3日、毎月第2(1月のみ第3)友引日、5月・10月の第2友引日前日	0	45,000	0	0	50,000	75,000
	厚木市斎場	友引日、年始	10,000	70,000	0	0	60,000	120,000
	愛川町営斎場愛川聖苑	友引日、1/1～1/3	0	80,000	0	0	100,000	200,000
	大和斎場	1/1～1/3、施設点検日1日、その他管理者が認める日11日	10,000	50,000	0	30,000	50,000	100,000
	横浜市久保山斎場	友引休場日(市営4斎場のうち一部斎場は輪番開場)、1月1日及び2日	12,000	50,000	5,000	7,500	—	—
	横浜市南部斎場		12,000	50,000	5,000	7,500	50,000	75,000
	横浜市北部斎場		12,000	50,000	5,000	7,500	80,000	120,000
	横浜市戸塚斎場		12,000	50,000	5,000	7,500	80,000	120,000
	かわさき南部斎苑	1月1日及び友引日	3,000	30,000	4,000	12,000	80,000	240,000
	かわさき北部斎苑		3,000	30,000	4,000	12,000	80,000	240,000
埼玉県	広域飯能斎場	友引日及び12/31～1/3	5,000	60,000	0	5,000	10,000	20,000
	所沢市斎場	友引日(ただし、友引の日の通夜は利用できる)及び1/1～1/3	5,000	60,000	2,000	7,000	25,000	50,000
	入間東部広域斎場しののめの里	友引日及び1/1～1/2	10,000	80,000	5,000	10,000	150,000	—
	秩父斎場	日曜、1月1日・2日	4,500	8,000	4,940	9,270	4,940	9,270

4) 助成制度及び周辺自治体との協定について

助成制度及び周辺自治体との協定の状況についてみると、助成制度を設けているのは厚木市と横浜市のみである。助成制度の内容について表 11 に示した。

表 11 火葬場の助成制度の事例について

自治体名	目的	助成の要件	助成額
厚木市	市民が死亡し、厚木市斎場以外の火葬施設を利用した遺族等に火葬炉使用料の一部を助成するため。	厚木市斎場の火葬炉の使用予約をし、又は使用許可を受けた遺族等が、火葬炉の故障等により厚木市斎場を使用することができなくなった場合。	負担した火葬炉使用料から、市内火葬炉使用料の額を差し引いた額。ただし、死亡者が死亡時において 12 歳以上のときは 60,000 円、12 歳未満のときは 43,000 円を限度とする。
横浜市	横浜市民が横浜市内の民営火葬場を使用した場合において、市営斎場との火葬料金の差額の一部を補助し、使用者の負担の公平化を図るため。	死亡者が横浜市民であり、横浜市内の民営火葬場を使用して火葬した場合。	10 歳以上:16,000 円、7～9 歳:20,000 円、7 歳未満:16,000 円、死胎児:5,600 円

厚木市においては、厚木市民が厚木市斎場の火葬炉が使えなかった場合によるもの、横浜市の場合は、市内に1ヵ所ある民営火葬場を使用した場合に、公営火葬場を利用した場合と同じ火葬料金の負担となるように助成を行うものである。

多摩地域において同様のケースとして府中市が該当するが、同様の助成制度は設けられていない。

負担金による他自治体の住民の受入はどこの自治体にもなく、協定等による住民と同等の施設利用制度については、愛川町（愛川聖苑）と厚木市においてみられた。

協定の内容は、当施設隣接した地区の自治会加盟世帯については、町内住民取扱い規定に準じる措置を講じるもので、対象は、厚木市（棚沢・下川入・三田地区の一部）となっており、以前からあったものがそのまま継続されている。



横浜市北部斎場外観



厚木市斎場外観

2. 圏域外からの火葬受入れについて

1) 施設の火葬状況について

多摩地域の近隣火葬場の平成 25 年度の火葬状況について表 12 に示した。

表 12 平成 25 年度の多摩地域の近隣火葬場の火葬状況について

都道府県	火葬場名	火葬件数(件)					一日最大 受入件数 (件)	年間稼 働日 (日)	年間受入 可能数 (件)	稼働率 (%)
		住民	減額・免 除の制度 の利用	住民 以外	うち多摩 地域	合計				
東京都	瑞江葬儀所	7,207	2,463	250	61	7,457	25	303	7,575	98.4%
	臨海斎場	6,233	562	124	75	6,357	25	350	8,750	72.7%
	落合斎場	9,358	1,256	—	不明	9,358	70	250	17,500	53.5%
	代々幡斎場	7,510	537	—	不明	7,510	70	250	17,500	42.9%
	四ツ木斎場	9,407	370	—	不明	9,407	63	250	15,750	59.7%
	桐ヶ谷斎場	9,029	536	—	不明	9,029	84	250	21,000	43.0%
	堀ノ内斎場	7,607	525	—	不明	7,607	56	250	14,000	54.3%
	町屋斎場	11,829	1,666	—	不明	11,829	84	250	21,000	56.3%
神奈川県	相模原市営斎場	4,656	0	602	287	5,258	22	348	7,656	68.7%
	厚木市斎場	1,553	0	204	不明	1,757	16	302	4,832	36.4%
	愛川町営斎場愛川聖苑	366	7	246	16	612	8	277	2,216	27.6%
	大和斎場	4,072	247	309	73	4,381	18	350	6,300	69.5%
	横浜市久保山斎場	7,707	0	318	不明	8,025	33	318	10,494	76.5%
	横浜市南部斎場	5,354	0	275	不明	5,629	22	318	6,996	80.5%
	横浜市北部斎場	7,990	0	683	不明	8,673	39	318	12,402	69.9%
	横浜市戸塚斎場	4,349	0	174	不明	4,523	17	318	5,406	83.7%
	かわさき南部斎苑	8,857	1	1,069	不明	9,926	38	302	11,476	86.5%
埼玉県	かわさき北部斎苑	改修中	改修中	改修中	改修中	改修中	改修中	302	改修中	改修中
	広域飯能斎場	2,389	90	363	不明	2,752	11	302	3,322	82.8%
	所沢市斎場	2,477	30	1,249	不明	3,726	16	300	4,800	77.6%
	入間東部広域斎場しののめの里	2,084		627	14	2,711	12	303	3,636	74.6%
	秩父斎場	1,471	15	104	6	1,575	8	311	2,488	63.3%
山梨県	上野原市葬斎場	297	2	150	38	447	4	260	1,040	43.0%

多摩地域からどれくらい利用があるかは統計を取っていない火葬場が多いため、詳細は不明であるが、最も多いのが相模原市営斎場の 287 件である。23 区内の民営火葬場への利用も多いものと思われる。

受付制限をしている関係もあり、特に稼働率が高いのが瑞江葬儀所で稼働率が 98.4%となっている。また横浜市営の火葬場も全体的に稼働率が高く、80%を超えている施設も見られる。臨海斎場の稼働率は 72.7%となっている。

埼玉県の近接する火葬場は火葬炉数が少ないものの稼働率が高くなっている。広域飯能斎場で 82.8%、所沢市斎場で 77.6%、竣工年が新しいしののめの里でも 74.7%となっている。多摩地域から比較的利用が多い相模原市営斎場も稼働率が比較的高く 68.7%となっている。

民営火葬場は、公営火葬場に比べて火葬炉の形式も異なることもあり、火葬件数が多いにもかかわらず稼働率は 50%前後となっている。公営の火葬場と比べると民営の火葬場は火葬炉の回転数が多くなっている。公営火葬場の 1 日当たりの火葬炉の回転数は多くても 2 回転程度であるが、民営の火葬場は 7 回転を想定している。その運営方針の違いが受入れ数の差になっている。

2) 圏域外からの火葬受入れについて

圏域外住民の火葬受入れ状況及び圏域内住民優先枠（以下「優先枠」という。）の状況について表 13 に示した。民営火葬場は利用の圏域が定められていないため除いた。

表 13 圏域外住民の火葬受入れ状況と圏域内住民優先枠について

都道府県	火葬場名	現在の圏域外住民の受入れ状況について	圏域内住民優先の受付枠がある場合、その内容について	圏域外住民の今後の受入れについて
東京都	瑞江葬儀所	住民枠と同様に受入れる。		住民枠と同様に受入れる予定である。
	臨海斎場	住民枠と同様に受入れる。		住民枠と同様に受入れる予定である。
神奈川県	相模原市営斎場	予約に空きがある場合のみ受入れる。	火葬枠(死体)22 枠のうち、15 枠を市内優先としている。(市内優先受付は利用日の前々日午後3時まで)	予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	厚木市斎場	予約に空きがある場合のみ受入れる。	12 時 30 分、13 時、13 時 30 分は市内優先枠とし、市外の方は 2 日前の午前 8 時までに予約がない場合に利用可能(12 月 31 日及び 1 月 4～6 日については、9 時、10 時 30 分、14 時 30 分以外の時間帯を市内優先枠とする)。その他の受付枠については、住民枠と同様に受け入れている。	予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	愛川町営斎場 愛川聖苑	住民枠と同様に受け入れる。		住民枠と同様に受入れる予定である。
	大和斎場	予約に空きがある場合のみ受入れる。	9:30～15:30 の 30 分間隔で 1 日 18 件を受け入れており、その内の 9:30 と 15:30 のそれぞれ 1 枠を区域以外の方を受け入れているが、区域以外の優先枠ではなく、区域内及び区域以外どちらにも先に予約をされた住民が優先となる。	予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	横浜市久保山斎場	予約に空きがある場合のみ受入れる。	09:00～14:30 の時間帯において 30 分単位で設定している受付枠のうち、市民の場合は全時間帯において火葬日の 7 日前から予約可能。市外の場合、利用頻度の高い 11:00～13:30(市民優先利用時間帯)は火葬日の 2 日前から、その他の時間帯(9:00～10:30、14:00～14:30)は火葬日の 7 日前から予約可能。	予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	横浜市南部斎場			
	横浜市北部斎場			
	横浜市戸塚斎場			
	かわさき南部斎苑	予約に空きがある場合のみ受入れる。		予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	かわさき北部斎苑	予約に空きがある場合のみ受入れる。		予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
埼玉県	広域飯能斎場	住民枠と同様に受け入れる。	予約のたてこむ傾向のある冬季の一定期間、組合外の利用を制限している。	住民枠と同様に受入れる予定である。
	所沢市斎場	予約に空きがある場合のみ受入れる。	火葬受入枠 16 枠中、すべての時間枠が利用できる(市外居住者については 10 枠のみ)。	予約に空きがある場合のみ受入れる予定である。
	入間東部広域斎場 しのめの里	住民枠と同様に受け入れる。	11:00～13:00 までの 6 件については構成団体優先枠として設定しています。	住民枠と同様に受入れる予定である。
	秩父斎場	住民枠と同様に受け入れる。		住民枠と同様に受入れる予定である。
山梨県	上野原市葬斎場	住民枠と同様に受け入れる。		住民枠と同様に受入れる予定である。

圏域外住民を圏域内住民枠と同様に受入れているのは、17 ヲ所中、瑞江葬儀所、臨海斎場、愛川聖苑、広域飯能斎場、しのめの里、秩父斎場、上野原市斎場の 7 ヲ所となっている。それ以外は空きがある場合に圏域外住民の予約が可能となっている。

優先枠を設けているのは 12 ヲ所となっており、希望が集中する時間は圏域内しか予約できない枠を設けるなど、圏域内優先の受付としている。住民枠と同様に受け入れると回答した広域飯能斎場としのめの里でも優先枠が設けられている。

所沢市斎場では、市外居住者の火葬件数が増加しているが、市営斎場であることから、市民の利便性を考えた利用制限を行うことも考えるといった回答(表 14 参照)にみられるように、今後の圏域外住民の受入れについては、現在と同じような形を予定しているものの、火葬件数が増える場合は、受入れの制限がなされる可能性もある。

3. 今後の施設計画の状況について

多摩地域の近隣火葬場の今後の施設計画の状況及び火葬施設についての課題等を表 14 に示した。

表 14 多摩地域の近隣火葬場の今後の施設計画の状況及び火葬施設についての課題等

都道府県	火葬場名	斎場改修等の計画の有無	計画時期	計画の内容、課題	火葬施設に対する課題について		今後の死亡者数増加への対応についての対策	
					設備面	運営面	設備面	運営面
東京都	瑞江葬儀所	無		※毎年、火葬炉の維持補修を4基ずつ行っている。				
	臨海斎場	無		課題として葬儀式場が4室でほぼ100%の稼働率で1週間くらい待つ状況のため増設の要望が多い。	開設して10年が経過し今後の大規模修繕に伴う費用等。	安定した運営のため、使用料改定等。	未対策	未対策
	落合斎場	無			設備効率の向上(スピード、保温、美しい焼骨、低燃費 等)。	低額葬儀化による葬家の要望多様化への対応策。	検討中	同左
	代々幡斎場	無						
	四ツ木斎場	有	平成27、28年度予定	四ツ木斎場全面建て替え工事				
	桐ヶ谷斎場	無						
	堀ノ内斎場	無						
	町屋斎場	無						
神奈川県	相模原市営斎場	有		平成40年度ごろを目途に、新たな火葬場の整備を予定しており、整備場所(位置)の選定が大きな課題である。現市営斎場は津久井地域(市西部)との合併以前からの東端部に位置していたが、合併を経て、西側に大きく市域が拡大し、偏りが顕著になったこと等の理由により、津久井地域での立地が望ましいと考えられる。新たな火葬場の機能や事業手法等は未定である。		平成27年度より指定管理者制度への移行が予定されているが、移行がスムーズに行われ、移行後のサービスの質が低下することのないよう、指定管理者と連携を取っていくことが今後の課題である。	現在の市営斎場の他に、新たな火葬場の整備を検討している。	火葬枠を増やすため、一部の待合室を分割し、計7室を計10室とする改修を行い、1日の火葬枠(死体)を19枠から22枠とした。その結果、待ち日数(死亡から火葬までの日数)を大幅に減らすことができた。
	厚木市斎場	無					将来の死亡者数の増加に対応するため、現状に加え、火葬炉を最大で2基増設するスペースが確保されている。	
	愛川町営斎場 愛川聖苑	無						
	大和斎場	無			火葬施設に対する課題及び死亡者数増加への対応については今年度、施設整備構想策定調査業務委託を発注し、その結果において四市と協議をし決定していく予定である。			
	横浜市 久保山斎場	無			休憩室の不足。			受入枠の細分化(1時間単位から30分単位への変更)、火葬需要の多い冬場における受入時間帯の延長(平成27年1、2月実施予定)。
	横浜市 南部斎場	無						
	横浜市 北部斎場	無						
	横浜市 戸塚斎場	無			施設の老朽化、駐車場の不足。			
	かわさき 南部斎苑	無						
	かわさき 北部斎苑	有	H25～29年度予定	現火葬炉の改修、現斎場棟及び休憩室の改修、斎場棟(休憩室・告別室含む)増築。改修工事中においては、火葬件数及び駐車台数の制限あり。				
埼玉県	広域飯能斎場	無			老朽化がすすんでいるが、建替え等具体的な計画がない。	事務局職員については、慢性的に人手不足を感じている。		
	所沢市斎場	無			平成25年度に更新した火葬炉も耐用年数が20～25年であるため、平成41年から46年頃には次期更新が必要となる。耐用年数に到達するまで安全な状態で使用できるよう計画的なメンテナンスで対応する。		市内居住者の火葬件数は微増の状況であり、団塊世代が高齢になる10年後には、待合室やロビー、見送りホール、告別室を整備したい。	市外居住者の火葬件数が増加しているが、市営斎場であることから、市民の利便性を考えた利用制限を行うことも考える。
	入間東部広域斎場 しののめの里	無			火葬件数が増加傾向にあるので、足りなくなった場合の火葬炉の増設が課題となっている。		火葬炉の増設スペースが2炉分ある。	
	秩父斎場	有	H28年度予定	現在の火葬場に隣接して新火葬場を建設する。建物完成後に現在の火葬場を取り壊し、駐車場整備及び植栽を実施する。 施設内容: 火葬炉4基、動物炉1基、告別収骨室4室、待合室50人程度4室、25人程度1室 ※詳細はHP参照	現在の施設が昭和48年3月竣工のため、利用者ニーズ(狭い待合室、少ない駐車場台数など)に合っていない。また、火葬炉の黒煙や臭気、近隣への路上駐車などから周辺住民へ迷惑をかけている。当組合では、これらの点を改善し、今後10年程度は火葬件数の増加が見込まれることから新火葬場を建設するため事業を進めている。			
山梨県	上野原市葬斎場	無	H26年度予定	※葬斎場主燃炉耐火物積替及びガス冷却器内部耐火物打替等の修繕工事を行う。工事着手日は、平成26年5月28日(水)、完成日は、7月31日(木)の予定。				

具体的な施設の改修計画を実施しているのは、公営火葬場では、かわさき北部斎苑、秩父斎場、民営の火葬場では四ツ木斎場となっている。相模原市営斎場は今後 10 年くらいを目途に新しい火葬場を建設する計画となっている。また、大和斎場では将来の需要調査を行い、今後の整備の方針を構成市と協議する予定となっている。厚木市斎場においては、施設整備が終了している。

火葬施設に関する課題として、広域飯能斎場、横浜市戸塚斎場などのように施設の老朽化を挙げている火葬場や、臨海斎場のように建設後 10 年が経過し大規模修繕の費用について課題としている火葬場もみられた。

民営の火葬場では、設備効率の向上（スピード、保温、美しい焼骨、低燃費等）を図ることと、低額葬儀化による葬家の要望多様化への対応策を行うことが必要といった認識を持っている。公営火葬場でも同様の考えがあると思うが、広域飯能斎場は、老朽化が進んでいるが、建替え等具体的な計画がないように、認識がありながら具体的な行動に移していない火葬場も多い。

横浜市の各火葬場では、今後の死亡者数の増加に対しては、火葬の受入れ間隔を見直すことで対応を考えているが、そうすると休憩室の不足など運営面だけで対応できない課題もでてきている。

瑞江葬儀所は、東京都の行革部門から平成 11 年～12 年に江戸川区への移管の話が出されたが進んでおらず、火葬炉や設備・建物も含めた改修も全く進まない状態となっている。

多摩地域近隣の火葬場では、厚木市斎場のように改修が済んでいる火葬場や、現在改修中の火葬場もみられる。将来の死亡者数増加への対応に向けて検討に入った自治体も多くある中で、多摩地域の火葬場は稼働率が近隣の火葬場より高い施設も多い。また古い施設もみられる中で、将来の死亡者数の増加に向けて、具体的な建設に向けての検討に入っていない火葬場がみられる。特に市街地の中の火葬場ほど具体的な行動を起こせずにいるようである。



新たな火葬場を計画中の相模原市営斎場



唯一の都営火葬場の瑞江葬儀所

4. 近年建設された火葬場の建設プロセスと留意点について

1) 火葬場の建設プロセス

火葬場の計画から供用開始までの大まかな流れについて図 10 に示した。年数は状況によって異なる。

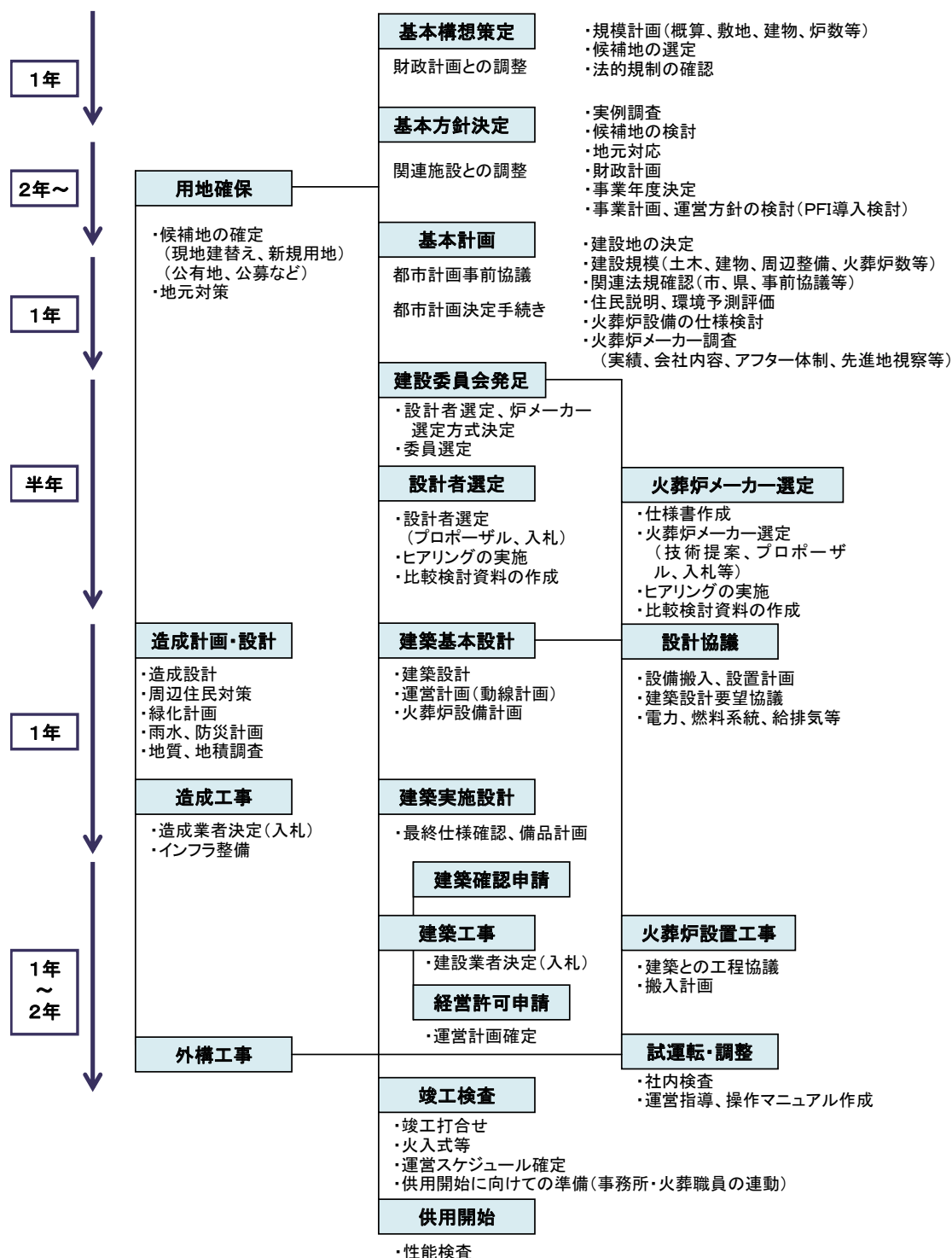


図 10 火葬場の建設プロセスのフロー

火葬場を建設する場合、基本方針の決定で1年程度必要となる。候補地選定に関しては長期間を有することが多い。候補地を絞り込み住民の同意を得るために多くの自治体が苦勞しているのが現状である。周辺住民対策を行い、都市計画決定まで最短でも2年程度はかかることになる。

用地が決まった後は、設計者と火葬炉メーカーを決定し、基本設計、実施設計、そして建設工事と進むことになる。

敷地の形状にもよるが、新たな敷地での建設の場合、計画から供用開始まで最短で数年かかることになり、用地が決まらなければかなりの長期間を必要とする。

火葬場建設の際は、ほとんどのケースで周辺住民の反対があり、交渉に慎重さが求められるため、比較的水面下で進められることが多い。そのため、計画が具体化するまで公表されないケースが多く、選定過程が不透明だという批判も多くみられる。

最近建設された多摩地域の周辺施設として厚木市斎場の建設プロセスについてみる。

2) 神奈川県厚木市斎場の事例

新設の厚木市斎場は、老朽化と将来の火葬需要に対応することを目的に市の総合計画に位置付け、発意から12年が経過した平成24年4月1日に供用開始となった。

厚木市斎場の建替えについては、平成12年3月に庁内関係課長によるプロジェクトチームとして「厚木市斎場施設整備検討委員会」を組織化し、現在地とするか他地域に新設するかを検討を重ねた結果、各種の法令上の規制や立地条件、規模、必要面積等から新たな場所を選定し、整備するとの方向性が示された。

これに基づき市内8カ所を候補地として選定し、平成13年7月には3カ所に絞り、基本構想に匹敵する内容を盛り込んだ報告書を取りまとめ、同月市の最高審議機関である政策会議において2カ所とし、さらに平成14年3月同会議において1カ所に絞り込み候補地とした。

平成14年4月には市の機構改革により事業を推進する職員を配置し、5月から候補地の地元説明会や個別折衝に入った。一方、これに並行して平成15年3月には「厚木市斎場施設整備事業基本計画」を取りまとめたが、候補地としての地元合意は得られず、迷惑施設としての風評から「総論賛成各論反対」の状態が続く中で、平成15年4月には地元自治会において「斎場対策協議会」が組織化され、これを受け皿として様々な検討が行われることになった。

市としては地元の考え方は検討段階と認識していたが、自治会は平成16年8月に臨時総会を開催し、斎場施設の受入れの是非を問う投票を実施した結果、反対票が多く、折衝を一時中断せざるを得ない状態となってしまう、「斎場対策協議会」も解散した。

その後、市は非公式な折衝等を繰り返す中で、平成17年4月には自治会に対して斎場施設整備事業の推進への協力要請文書を発送し、同月の自治会定期総会の通常案件終了後、「重要案件」として斎場問題の取扱いが提案され、喧々囂々の中で市との協議再開が採決された。これにより市は自治会役員を始めとする全戸訪問を再開し、候補地の選定理由などを何度も説明し、理解を求め、以後継続的に実施されるようになった。

同年9月から市主催により数度にわたり地権者説明会や住民説明会が開催されたが、容認・推進を求めるグループと反対するグループの動きが活発となった。この間市では地権者宛てに用地測量を実施するため所有土地への立入りを求め、承諾書を受領した。

こうした動きに対し、反対するグループは、平成18年市議会2月定例会に向けて反対署名活動

を展開し、候補地の白紙撤回を求める陳情を提出したが、自治会が2月26日に開催した臨時総会により条件付き受入れを決議したことで、本会議で満場一致により不採択となった。

自治会としては方針を決定したことで、4月に新たに「斎場施設・周辺整備検討委員会」を発足させ、地域にふさわしい斎場施設の整備と地元の活性化・発展に向けた周辺整備に向けて検討することになった。またこれとは別に「地権者幹事会」が地区内外の代表により組織化され、地権者と市との連絡調整を図ることになった。

市ではその後も自治会と協議を重ね、平成18年10月には自治会側から「斎場施設整備に係る要望書」が出され、同年12月「回答書」を提出した。

平成19年1月には自治会臨時総会で市の回答を踏まえた「基本協定書」が決議され、市との間で、15項目の受入れ条件を付した「斎場施設整備に係る基本協定書」が締結された。市では、この結果から、最終的に当該地区を事業計画地として決定し、周辺自治会への報告等も含め対外的に公表した。

市ではこうした経過を踏まえ、新斎場の整備に向けて自主的な環境影響予測評価を目的に調査を実施するとともに、葬送の文化の新たな発信を基調とした建築基本設計・実施設計をプロポーザル方式により実施した。平成21年度に工事に着手し、平成24年3月24日に竣工した。



図 11 厚木市斎場位置図（厚木市の資料より）



山林の谷間に配置された厚木市斎場の全景



火葬炉2基に対して1室の告别室

■建築概要

名 称	厚木市斎場	延床面積	6,823.82 m ²
所 在 地	厚木市下古沢 548		火葬棟：5,549.49 m ²
建 築 主	厚木市		式場棟：1,274.33 m ²
地域地区	市街化調整区域、用途なし、防火指定なし、22 条指定区域	主 要 室	告別室×4 室、収骨室×3 室 待合室×8 室、待合ホール 式場（100 人）×2 室
敷地面積	86,192.24 m ²	火葬炉数	6 基（将来火葬炉+2 基、動物炉+1 基）
建築面積	5,798.27 m ²		

3) 火葬場建設の留意点

火葬場は基本的な公共施設として位置付けられ、都市計画決定を原則としており、火葬場建設のプロセスの中で立地をどうするかは最も重要な問題である。建設の際には忌避施設として周辺住民から反対が出され、計画の立案から竣工までに長期間を要する場合も多い。

火葬場の建設に当たり立地は火葬場の雰囲気には大きな影響を及ぼす。周辺環境も大きな問題となる。ふるさとの景色の中での別れといったイメージも重要となる。

現在の火葬場は、火葬炉の技術的な改良を踏まえて、立地場所の制限が少なくなっている。火葬場には故人との最後のお別れのため、多くの会葬者が訪れる。そのため、居住地から離れた場所ではなく、市街地近くの人が集まりやすい場所での設置も増えている。

周辺環境として、本来の火葬場が持つべき別れの場、葬送の場となるように配慮し、使用者や周辺住民に満足感を与える雰囲気づくりが望まれていることもあり、環境緑地も十分とれるゆとりとした敷地が確保できることが必要となる。

厚木市斎場の事例のように、環境緑地に恵まれた周辺に住宅が少ない場所での立地でも、建設までには長期間を要する。特に多摩地域の火葬場を所有していない自治体は市街化が進んでおり、候補地の選定は難しく、住民の理解を得るのはかなり困難である。

過去の建設事例をみると、府中市府中の森市民聖苑は、昭和 50 年に長期計画をふまえ、基地跡地利用計画を「平和の森」構想として策定し、市民斎場建設を盛り込まれたものである。建設に関して、賛否両論あったが建設・計画を進めることとした。都市計画決定のための事前協議に入り、平成 6 年に都市計画法に基づく住民説明会を開催した。同年都市計画火葬場の承認・決定がされた。平成 8 年 2 月に本体工事が、同年 6 月に外構工事が竣工し、計画から 21 年と長い時間と労力をかけての建設であった。

火葬場の建設には長期間を要するが、計画があっても建設までたどり着かなかった自治体も、都市部では多い。多摩地域内でも旧保谷市が計画した保谷火葬場は、都市計画決定まで行ったが建設までたどり着かなかった。

火葬場は遺体を燃やすことから処理場であるといった考えなど、迷惑施設であるという意識が多くみられる。建設の理解を求めるためには住民に対する丁寧な説明が必要であり、行政の職員の意識が特に重要となる。住民対策にあたり個別に粘り強く説得を行う必要があり、嫌なところに配置されたという考えが生じないようにしていかなければならない。また候補地の近辺の住民だけでなく周辺地域への配慮も忘れてはいけない。

以下に参考として、市民参加の候補地選定委員会を組織し、公募で候補地を選定した広島県三次市の事例を紹介する。

<広島県三次市の事例>

三次市では平成 16 年に策定した基本計画の中で、用地の選定にあたっては市民の意向や市民との協議を重視し、今後、数ヶ所の候補地を選定し、地形や距離、法的規制、市街化動向や周辺の土地利用等、様々な視点から解析・評価を行い、公正な評価に基づいた最適な用地を選定しており、基本計画の段階から候補地の選定にも市民参加を想定していた。

市は具体的に火葬場の計画を進める中で、候補地選定にあたり新三次市斎場整備検討委員会を設置することとした。委員は 12 名以内で議会の代表者、学識経験を有する者、市民の代表者のうちから市長が委嘱し、又は任命することになっている。

候補地は公募することとし、申出があった中から平成 17 年に一度候補地が選定されるが、地元の理解がなかなか得られないこともあり、市長交代を契機にこれまでの候補地を白紙に戻し再検討することになった。

平成 20 年 6 月に再度、新三次市斎場整備検討委員会を組織した。委員会は前委員 7 名を再任する中、学識経験者 1 名、市民代表 8 名、行政 2 名の 11 名で構成され、市民代表は自治組織代表及び公募で選ばれた。

候補地の再選定にあたっては、当初に応募された地区から選定することとし、一帯を公園として整備することを条件とした結果、9 つの地区が応募した。全部で 5 回の委員会が開催され、委員による斎場候補地の現地視察も行われた。

検討委員会では、再検討にあたって応募のあった候補地の中から、前回検討した議論の積み重ねを考慮し、各委員が選定したい候補地を数ヶ所選び、その中から上位 3 地区に絞り集中的に委員会で議論を行った。

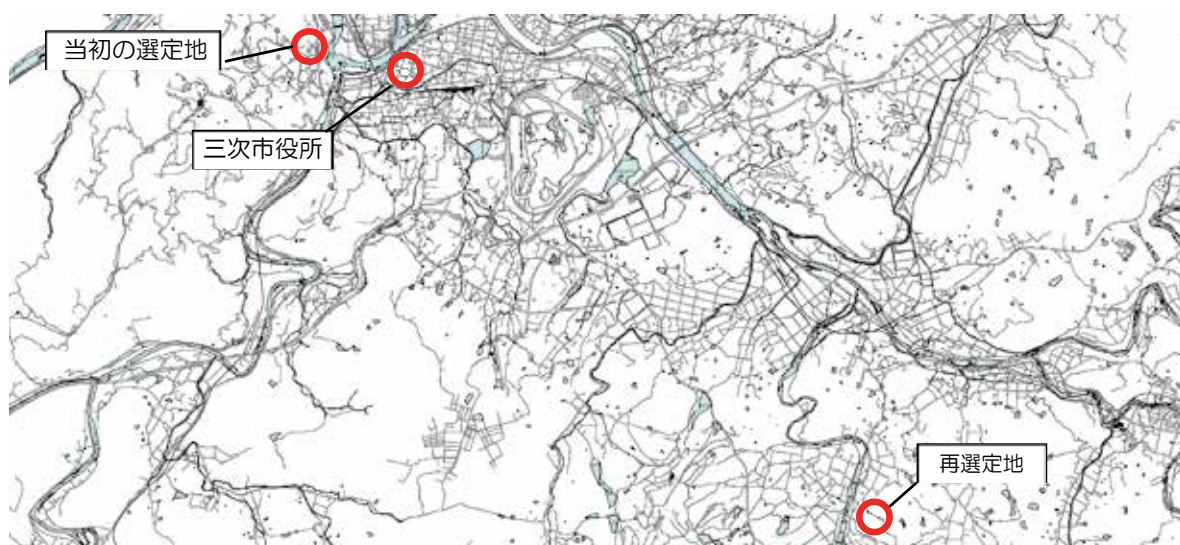


図 12 選定した候補地と三次市役所の位置図

併せて、上位 3 地区に対して、新斎場を地域活性化の施設として受け入れられるかどうか、審議途中の経過を説明するとともに、地元と意見交換を行うよう市に依頼した。

結果、受け入れの意思や地域のまちづくりに活かしていただけることに加え、建設条件や立地条件が優れている点も加味して、上位 3 地区の中から最も望ましい候補地として太田幸地区を選定した。三次市斎場「悠久の森」は平成 24 年 3 月に完成した。計画から 8 年での完成であった。



三次数斎場「悠久の森」外観



炉前ホールと待合室を一体化したユニットプランを採用

■建築概要

施設名称 三次数斎場 悠久の森
設置者 三次数
所在地 広島県三次数市大田幸町字金神 985 番地
敷地面積 14, 248. 04 m²
建築面積 2, 444. 47 m²
延床面積 2, 478. 66 m²

主要施設 火葬炉 5 基
 ユニット 1-見送・拾骨ホール、待合 (40 席)
 ユニット 2-見送・拾骨ホール、待合 (60 席)
 ユニット 3-見送・拾骨ホール、待合 (80 席)
 霊安室、キッズルーム、会議室